

勧告から順次反映させるよう要請する。また、政府としても厳しい財政状況を踏まえ給与制度改革に向け全力で取り組む。

(2) 地方公務員給与

地域の民間給与の水準を的確に反映したものになるよう、今回の国家公務員の給与構造改革に準じた改革を徹底し、人事委員会機能の強化に取り組むとともに、給与情報等の情報公開等により住民自治を原動力として不適切な手当等の是正を徹底する。

(3) 公務員制度の検討等

公務員の労働基本権や人事院制度、能力主義や実績評価に基づく処遇を含めた公務員制度についても国民意識や給与制度改革の推進状況等も踏まえつつ、幅広い観点から検討を行う。

(4) 一般職以外の公務員

自衛官、秘書官その他の特別職、国有林野事業職員等の現業職員など、国の行政部門の公務員のうち一般職給与法が適用されない公務員や、地方の特別職等についても、公務員給与の見直しに準じて給与の見直しを行う。

(5) 国会・裁判所等の公務員

国会議員、国会職員、地方議会議員、地方議会職員、裁判官、裁判所職員についても、行政部門の取り組みを踏まえ、適切に対処するよう求める。

3. その他の公的部門の見直し

(1) 特殊法人、独立行政法人(国立大学法人等を含む。)等、その他の公的部門についても、公務員に準じた人件費削減の取組みを行うよう求める。これを踏まえて、特殊法人、独立行政法人等に対する補助金や運営費交付金を抑制するよう見直す。

(2) 特殊法人、独立行政法人、地方独立行政法人、地方公社や第三セクター等の人員や給与に関する情報を国民に分かりやすく開示させ、改革の取組を促す。

4. 取組み体制等

(1) この基本指針に則し、行政改革担当大臣をとりまとめ大臣として、総務大臣、財務大臣をはじめ関係各大臣の協力の下で、政府としての実行計画を年内に策定し、平成18年度の予算や地方財政計画から順次反映させる。上記実行計画に盛り込まれる国の業務の大胆かつ構造的な見直しの重点事項のうち、実施に向けてさらに個別具体的な取組みの検討を要するものについては、遅くとも平成18年6月頃までに成案を政府の方針として決定する。経済財政諮問会議は実行計画の策定状況や総人件費改革の実施状況をフォローアップする。